

## 委 託 業 務 仕 様 書

1 委託業務名 令和7年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業（2つの世界自然遺産「奄美・屋久島」自然体験型交流学习事業）業務委託

2 履行期限 令和8年3月13日

### 3 業務の目的

2つの世界自然遺産を有する唯一の県で、世界自然遺産に登録された島（奄美大島、徳之島、屋久島）に暮らす子どもたちが自然体験型交流学习等を通じて相互に学習することで、それぞれの遺産価値に気づき、将来にわたり世界自然遺産の「顕著で普遍的な価値」を継承するために次世代に必要な意識の醸成や行動変容を促す。

### 4 対象者

奄美大島、徳之島、屋久島の各高等学校の生徒とする。（大島高校、奄美高校、大島北高校、古仁屋高校、徳之島高校、樟南第二高校、屋久島高校）

### 5 研修期間等

#### (1) 期間

令和7年7月19日（土）～8月31日（日）の期間に連続又は間隔を空けて計画することとする。

#### (2) 研修先

奄美大島、徳之島、屋久島の世界自然遺産に関する施設や世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という）等

#### (3) 宿泊施設

各島の期間は予算の範囲内とし、宿泊施設の指定はない。

#### (4) 代替案の作成

天候不良等により、当初計画の実施が困難となった場合の代替案を作成すること。

### 6 自然体験型交流学习の内容

#### (1) 自然体験フィールドでの学習

奄美大島、徳之島、屋久島の遺産地域において、遺産価値や自然環境保全に係る取組等について現地のエコツアーガイドや専門家の解説を交えながら体験・学習し、各種取組の必要性やエコツアーガイドの役割等について理解する。

#### (2) 意見交換会

上記(1)において相互に学習したことを踏まえ、遺産価値や自然環境保全に係る取組等について感じたことや、将来にわたって遺産の価値を維持していくためにできること、必要な意識変化及び行動変容等について意見交換を行う。

#### (3) 体験発表

上記(1)や(2)で学んだことを自校の生徒等に対して体験発表する。

なお、自校の生徒等に対する体験発表の方法は、高等学校と相談の上、決定すること。

## 7 業務内容

### (1) 参加者の募集及び選定

本事業の参加者について、募集及び選定を行うこと。

参加者は、県と協議の上、決定することとし、決定後は、参加者、保護者及び参加者が通う各高校に対して事前説明を行うなど、詳細な調整を行うこと。

なお、参加者は全体で生徒10名とするが、募集・選定の状況次第ではこの限りでない。

### (2) 研修に係る旅行の手配

研修に係る航空券、宿泊先、食事、保険、バス借り上げ、訪問先との調整等、旅行に係る一切の業務を行うこと。

なお、可能な限り「鹿児島離島航空割引カード」の利用について参加者の協力を得ること。

### (3) 研修のコーディネート

将来にわたって遺産価値を維持していくために次世代に必要な意識・行動変容を促すための研修テーマを設定し、テーマに沿った行程をプログラムするとともに、環境教育に精通する者から助言を受けること。

なお、環境教育や自然保護教育に精通したファシリテーターを1名以上おき、ファシリテーターは、研修前後及び研修中において、研修参加者を支援すること。また、現地のエコツアーガイドや専門家等による現地案内が必要な場合は、県と協議した上で選定し、謝金を支払うこと。

宿泊学習となることから、参加者への細やかな配慮ができるようスタッフを配置すること。

### (4) 研修成果のアウトプット

研修成果を広く情報発信するため、参加者が自校等での体験発表や各自が計画する世界自然遺産に関する普及啓発活動を行うための支援を行うこと。

### (5) アンケート調査

当該事業の参加者及び参加者が通う各高校に対して、研修に対する理解度や意識の変化等を計るためにアンケート調査を実施し、結果のとりまとめを行うこと。

なお、アンケート調査の内容については、県に提案・協議の上、実施すること。

### (6) 事業成果の展開

本事業の成果を県内の関係行政機関や各学校が主体となって実施する学習旅行や総合学習等に展開するための方法について、ファシリテーターからの助言を踏まえて、提案すること。

### (7) 報告書作成

報告書作成に当たっては、7の(1)～(6)について詳細に取りまとめること。

## 8 業務打合せ

委託業務について、計2回程度打合せを行うこと。

## 9 成果物及びその納入期限・納入場所

- (1) 提出期限 令和8年3月13日(金)
- (2) 提出物
  - ① 業務等報告書 20部
  - ② 業務等報告書のデータを格納したDVD-R 2部
- (3) 納入場所 鹿児島県自然保護課奄美世界自然遺産室

## 10 著作権等

- (1) 作成物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、特に別途定めのない限り、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、自ら作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 作成物の中に受託者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 作成物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 作成物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 11 その他

- (1) 委託業務の進捗状況等については、委託者の指示に従い、随時報告すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは作成等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の使用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 受託者は、作成物に使用する写真やイラストなどの素材を準備し、デザインについては、委託者と調整の上、作成すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。